

郵政民営化委員会（第122回）議事要旨

日 時：平成26年11月10日（月）9：45～11：30

場 所：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室

出席者：増田委員長、米澤委員長代理、老川委員、清原委員、三村委員

金融庁 中島参事官

総務省 菱沼貯金保険課長

日本郵政株式会社 谷垣専務執行役

日本郵便株式会社 大部常務執行役員、河本執行役員、立林執行役員

株式会社ゆうちょ銀行 田中取締役兼執行役副社長

株式会社かんぽ生命保険 井戸執行役

1. 概要

- ①郵政民営化法第149条第1項第7号及び第8号の規定に基づく内閣府令・総務省令案について金融庁及び総務省より説明を聴取し、意見の取りまとめが行われた。
- ②日本郵政グループにおけるアフラックのがん保険の取扱状況について日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社かんぽ生命保険から説明があり、質疑応答が行われた。
- ③日本郵政グループにおける資本の再構成について日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行から説明があり、質疑応答が行われた。
- ④国際宅配便サービスの開始等について日本郵便株式会社から説明があり、質疑応答が行われた。

2. 委員会での説明・意見等

(1) 説明の概要

○郵政民営化法第149条第1項第7号及び第8号の規定に基づく内閣府令・総務省令案について

【資料122-1-1～3】

- ・「保険業法等の一部を改正する法律」による保険業法の改正により、保険会社の海外展開に係る規制緩和が行われた。これに伴い、保険業法施行規則の届出事項の範囲が拡大されることとなった。
- ・上記改正を踏まえ、「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令」を改正し、郵政民営化法における主務大臣（内閣総理大臣・総務大臣）への届出事項の追加を行うものである。

○日本郵政グループにおけるアフラックのがん保険の取扱状況について【資料122-2】

- ・現在、約1万拠点において、日本郵政グループ専用商品などを販売している。また、かんぽ生命では、郵便局の個別事情に応じた研修・指導等を四半期ごとに実施している。

○日本郵政グループにおける資本の再構成について【資料 122-3】

- ・まず、ゆうちょ銀行が日本郵政から 1.3 兆円相当の自己株式を取得する。
- ・日本郵政が「整理資源」約 7,000 億円の退職給付信託を設定して、オフバランス化することにより、日本郵政のバランスシートを整備し、キャッシュフローを改善する。
- ・日本郵便が 6,000 億円の増資による経営基盤の強化、成長のための投資財源を確保する。これらにより、グループ全体としての経営基盤強化を図る。

○国際宅配便サービスの開始等について【資料 122-4】

- ・アジア市場を中心に「ジオポスト」及び「レントン・グループ」等のネットワークを利用して国際宅配便のサービスを開始する。

(2) 委員からの意見等

○郵政民営化法第 149 条第 1 項第 7 号及び第 8 号の規定に基づく内閣府令・総務省令案関係

- ・案のとおり改正することが適当との意見を金融庁長官及び総務大臣宛てに提出することとなった。

○アフラックのがん保険関係

- ・がん保険の販売によるかんぽ生命の既存商品への販売上の影響は。
(⇒郵便局では、まずはかんぽ生命の商品を案内し、顧客ニーズに応じ、追加の保障としてがん保険を案内しており、既存商品への販売上の悪影響は出ていない。)
- ・委員会として、日本郵政グループにおけるがん保険の受託販売の取組状況について評価を行うに当たり、日本郵政グループとしての評価を、かんぽ生命の研修効果などの評価とともに、別途説明いただきたい。

○日本郵政グループにおける資本の再構成関係

- ・日本郵便の成長投資 6,000 億円と中期経営計画上の所要資金 (1.3 兆円) との関係如何。
(⇒中期経営計画のうち成長投資に係る資金需要を満たした上で、2017 年以降向こう 2 年程度の資金需要を見込んでいる。)

○国際宅配便サービス関係

- ・アメリカへのサービス拡大についてどう考えるか。
(⇒今の所は白紙であり、現時点ではアジアにプライオリティを置いて、その品質管理を確保していきたい。)

以上

(注) 議事要旨は事後修正の可能性があることに御留意ください。また、詳細については追って公表される議事録を御覧ください。